

平成 25 年第 3 回多賀城市議会臨時会会議録（第 1 号）

平成 25 年 8 月 7 日（水曜日）

◎出席議員（18 名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14 番 雨森 修一 議員

15 番 吉田 瑞生 議員

16 番 昌浦 泰己 議員

17 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 麻生川 敦

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

---

午後 1 時 00 分 開会

○議長（板橋恵一）

皆さん、こんにちは。

本日の会議を開きますので、本日も慎重な審議をよろしくお願いいたします。

これより平成 25 年第 3 回多賀城市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

御連絡いたします。議場が暑くなっておりますので、上着を脱いで御審議いただいても結構でございます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において佐藤恵子議員及び森長一郎議員を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

---

日程第 3 議案第 59 号 和解について（仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1016 号給食費請求事件及び仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1017 号給食費請求事件）

○議長（板橋恵一）

日程第 3、議案第 59 号 和解について（仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1016 号給食費請求事件及び仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1017 号給食費請求事件）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 59 号 和解についてであります。これは仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1016 号給食費請求事件並びに仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1017 号給食費請求事件について、相手方と和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては副教育長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、私から御説明申し上げます。

議案書の 5 ページをお願いしたいと思います。議案第 59 号関係資料により御説明申し上げます。

資料の説明に入ります前に、ここまでの経緯をお話いたします。

学校給食費の滞納対策につきましては、滞納が続いている 3 世帯の保護者に対して 4 月 10 日付で仙台簡易裁判所への支払い督促申し立てを行い、支払い督促が発付されております。うち 2 世帯につきましては、分割納付に係る異議申し立てがあったことから、訴訟に移行することとなり、7 月 3 日に第 1 回の口頭弁論が行われております。残りの 1 世帯につきましては、不在により不送達となったことから、仙台簡易裁判所に対し再送達の上申を行いまして、7 月 29 日に相手方に送達されてございます。本日は、議案第 59 号と 60 号で、この 2 世帯について御審議をお願いするものでございます。

5 ページの議案関係資料でございますけれども、給食費請求事件（仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1016 号給食費請求事件及び仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1017 号給食費請求事件）の和解についてでございます。

初めに、1 にありますが、これまでの経過を御説明いたします。

相手方は、市が実施する学校給食を受けた 3 人の児童・生徒の保護者ですが、市の再三にわたる督促または催告にもかかわらず、平成 18 年 5 月分から平成 25 年 1 月分までの延べ 140 月分の学校給食費を滞納したものでございます。

2 になりますけれども、このため、市は、平成 25 年 4 月 10 日に学校給食費残元金 68 万 3,497 円、学校給食費残元金に係る各納期限の翌日から完済まで民法所定の年 5%の割合による遅延損害金、それから支払督促申立手続費用 6,480 円の請求に係る支払い督促の申し立てを仙台簡易裁判所裁判所書記官に行ったものでございます。

当該申し立てに基づき発せられた支払い督促につきましては、4 月 16 日に相手方に送達されております。

相手方からは、4 月 25 日に督促異議の申し立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、当該支払い督促の申し立てのときに仙台簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものでございます。

この異議申し立ての内容がどういうものであったかということですが、本市では一括納付による支払いの督促申し立てを行っておりますが、それに対して相手方からは分割納付について話し合いたいという内容の督促異議申し立てがあったというものでございます。なお、相手方は請求金額については間違いなことを認めております。

次に、5 になりますけれども、訴訟に移行したことから、7 月 3 日に行われました第 1 回口頭弁論におきまして、次の 6 ページをお願いいたします。

市は請求額の一括納付を求めましたが、相手方は経済的事情により一括納付は不能であるため、分割納付することで和解したい旨を主張し、裁判長からも和解の勧告がなされております。

それによりまして、次の 2 和解の理由というところになりますけれども、司法委員を交えて話し合いが行われましたが、その際に相手方から聴取した内容、相手方の提出のあった

家計調書の内容、そして話し合いの後、市において相手方の同意に基づき実施した税務状況等調査の結果から、相手方が一括納付すること及び市が強制執行により債権を回収することは極めて困難であると判断したものでございます。

(2) になりますけれども、市では未納学校給食費に係る和解方針を定めておりますけれども、その中で分割納付の期間は原則 12 月、債務者の生活が著しく圧迫される場合は最大で 24 月としてございます。これにはちょっとまた別に特例が定めてありますけれども、議案第 60 号でまた御説明いたします。12 月以内に完納するためには、毎月 6 万 7,000 円以上の支払いが必要となりますが、その場合、相手方の生活が著しく圧迫されるものと認め、相手方の希望する納付計画、これは 23 月で完済するという計画ですけれども、その内容で和解に応じることにしたいというものでございます。

6 ページの下には四角の箱でくくっておりますけれども、和解方針の関係部分を抜粋して載せてございます。

次に、右側の 7 ページになりますけれども、請求内容と和解内容の比較を表にまとめたものでございます。

区分ごとに御説明しますと、支払い方法につきましては一括納付から 23 回払いの分割納付としたいというもので、ただいま御説明したとおりでございます。

学校給食費の残元金については、請求内容、和解内容とも同額でございます。

次に、遅延損害金ですけれども、請求内容は学校給食費残元金に係る各納期限の翌日から完済まで民法所定の年 5% で計算した額でございますけれども、和解内容は 12 万 177 円でございます。これは学校給食費残元金に係る各納期限の翌日から第 1 回口頭弁論期日、これは 7 月 3 日でしたが、そこまでを年 5% の割合で計算した額としてございます。

このような取り扱いにいたしましたのは、裁判長からの和解の勧告を受けまして、司法委員を交えて行われた話し合いにおいて、和解に至る場合の遅延損害金の額につきまして、第 1 回口頭弁論までの期日分、これは和解の話し合いをする時点ということになりますけれども、で行うのが一般的であるという司法委員からの意見があったことがまず 1 点でございます。

それから 2 点目としまして、和解を行う際の金額が確定されることから、相手方にとっても支払い回数あるいは支払期限が特定されることから、支払い計画を立てやすくなるという事情を考慮しまして、和解内容のとおりとしたいというものでございます。

支払督促申立手続費用につきましては、請求内容、和解内容とも同額でございます。

資料の 1 ページ、議案第 59 号にお戻りください。

1 の事件番号、事件名、そして 2 の和解の相手方につきましては記載のとおりでございます。

3 の和解の内容、(1) の金額についてでございますけれども、相手方に支払い義務のある本件債務の合計金額は、81 万 154 円でございます。内訳は、アの学校給食費残元金からウの支払督促申立手続費用までですけれども、ただいま資料で御説明したとおりでございます。

2 の分割して支払う金額ですが、2 ページの 5 行目のアにありますけれども、平成 25 年 9 月から平成 27 年 6 月まで毎月 2 万円ずつでございますけれども、児童手当が支給される月につきましては、2 ページにただし書きがございますけれども、一定の金額を加算した金額

としておりまして、平成 25 年 10 月、平成 26 年 2 月は 10 万円を加算した金額、平成 26 年 6 月、10 月、平成 27 年 2 月につきましては 5 万円を加算した金額でございます。

最終支払いはイにありますけれども、平成 27 年 7 月 31 日になりまして、2 万 154 円になるものでございます。

(3)、(4) につきましては、支払いを怠った場合の内容ということでございますけれども、支払いを怠った額が支払い期日の到来している直近 2 回分の分割金の合計額に達したときは、相手方は (2) の期限の利益、つまり分割納付を行う権利を失うとしたものでございます。その際には、既払金を控除した残金を直ちに支払うとするものでございます。

(5)、(6) につきましては、1 に規定しました相手方に支払い義務のある債務以外は請求しないことを定めまして、また和解条項に定めのあるもののほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

(7) につきましては、訴訟費用は 1 ページの (1) のウの支払督促申立手続費用以外は各自の負担とすることを定めるものでございます。

以上で、議案第 59 号の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第 59 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（板橋恵一）

日程第 4、議案第 60 号 和解について（仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1268 号学校給食費請求事件）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 60 号 和解についてであります。これは仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1268 号学校給食費請求事件について、相手方と和解するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては副教育長が説明しますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、議案第 60 号 和解について御説明申し上げます。

資料の 8 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 60 号関係資料でございますけれども、学校給食費請求事件（仙台簡易裁判所平成 25 年（ハ）第 1268 号）の和解についてでございます。

初めに、1 にありますけれども、これまでの経過を御説明申し上げます。

相手方は、市が実施する学校給食費を受けた 3 人の児童・生徒の保護者ですけれども、市の再三にわたる督促または催告にもかかわらず、平成 16 年 8 月分から平成 24 年 1 月分までの延べ 110 月分の学校給食費を滞納したものでございます。

このため、市は平成 25 年 4 月 10 日に学校給食費残元金 59 万 1,915 円、学校給食費残元金に係る各納期限の翌日から完済まで民法所定の年 5%の割合による遅延損害金、それから支払督促申立手続費用 5,980 円の請求に係る支払い督促の申し立てを仙台簡易裁判所書記官に対して行ったものでございます。

当該申し立てに基づき発せられた支払い督促は、4 月 24 日相手方に送達されております。

相手方からは、5 月 18 日に督促異議の申し立てがあったため、民事訴訟法第 395 条の規定により、当該支払い督促の申し立てのときに仙台簡易裁判所に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行したものでございます。

この異議申し立ての内容でございますが、先ほどの第 59 号と同じになっておりますけれども、本市では一括納付による支払いの督促申し立てを行っておりますけれども、相手方からは分割納付について話し合いたいという内容の督促異議申し立てがあったというものでございます。なお、相手方は請求金額については間違いのないことを認めております。

訴訟に移行しましたことから、7月3日に当該訴訟の第1回口頭弁論が行われております。市は請求額の一括納付を求めましたが、相手方は経済的事情により一括納付は不能であるため、分割納付することで和解したい旨を主張し、裁判長からも和解の勧告がなされております。

それによって、次の9ページの2和解の理由のところになりますけれども、司法委員を交えて話し合いが行われましたが、その際に相手方から聴取した内容、相手方から提出のあった家計調書の内容、話し合いの後で市において相手方の同意に基づいて実施した税務状況等調査の結果から、相手方が一括納付すること及び市が強制執行により債権を回収することは極めて困難であると判断したものでございます。

市では未納学校給食費に係る和解方針を定めておりますけれども、その中で分割納付の期間は原則12月、債務者の生活が著しく圧迫される場合は最大で24月としてございます。24月以内に完納するためには、毎月3万1,000円以上の支払いが必要となりますけれども、その場合、相手方の生活が著しく圧迫されるものと認めまして、さらに和解方針につきましては特例ということで、別に特例を定めておりますけれども、債務者の収入、財産、生活状況を勘案した上で、24月以内の分割納付によりがたいものと判断しまして、相手方の希望する納付計画、これは33月で完済するという計画でございますけれども、その内容で和解に応じることとしたいというものでございます。

9ページの下から次の10ページにかけまして、和解方針の関係部分を抜粋して載せてございます。

また、次の10ページの請求内容と和解内容の比較を表にまとめたものでございますけれども、こちらについて御説明申し上げますと、支払い方法につきましては一括納付から33回払いの分割納付にしたいというもので、ただいま御説明申し上げたとおりです。

学校給食費の残元金につきましては、請求内容、和解内容とも同額でございます。

次に、遅延損害金ですが、請求内容は学校給食費残元金に係る各納期限の翌日から完済まで民法所定の年5%で計算した額ということですが、和解内容は15万4,869円でございます。これは学校給食費の残元金に係る各納期限の翌日から第1回口頭弁論期日、そこまでを年5%の割合で計算した額としてございます。

このような取り扱いにしましたのは、裁判長からの和解の勧告を受けて、司法委員を交えて行われた話し合いにおいて、和解に至る遅延損害金の額につきましては、第1回口頭弁論までの期日分で行うのが一般的であるという司法委員からの意見があったこと。それから、和解を行う際の金額が確定されることから、相手方にとっても支払い回数、支払期限が特定されることから、支払い計画を立てやすくなるという事情を考慮しまして、和解内容のとおりとしたいというものでございます。

支払督促申立手続費用につきましては、請求内容、和解内容とも同額でございます。

資料の3ページ、議案第60号をごらんいただきたいと思います。

1の事件番号、事件名、2の和解の相手方につきましては記載のとおりでございます。

なお、議案第60号の相手方につきましては、議案第59号が相手方2名に対し、1名になってございます。



支払督促申立につきましては、どちらの相手方にも保護者である夫婦2名に対する連帯支払いの請求を行っておりますけれども、議案第60号につきましては、夫婦2名のうち1名からの異議申し立てがあったというものでございます。

3の和解の内容でございますけれども、(1)の金額につきましては、相手方に支払い義務のある本件債務の合計金額は、75万2,764円でございます。内訳は、学校給食費残元金からウの支払督促申立手続費用まで、先ほど資料で御説明したとおりでございます。

(2)の分割して支払う金額ですけれども、3ページの一番下の行、アというところにありますけれども、平成25年9月から平成28年4月まで毎月2万円ずつでございます。そのうち、ただし書きにございますけれども、児童手当が支給される月につきましては、一定額を加算した額としております。平成25年10月、平成26年2月にあつては4万円。平成26年6月については2万円を加算した金額で、最終支払いは次の4ページのイにありますけれども、平成28年5月31日になりまして、1万2,764円になるものでございます。

(3)、(4)につきましては、支払いを怠った場合の内容ということですが、支払いを怠った額が支払い期日の到来している直近2回分の分割金の合計額に達したときは、相手方は(2)の期限の利益、つまり分割納付を行う権利を失うとしたものでございます。その際には、既払金を控除した残金を直ちに支払うとするものです。

(5)、(6)につきましては、1に規定した相手方に支払い義務のある債務以外は請求しないことを定めまして、また和解条項に定めのあるもののほかは、何らの債権債務がないことを相互に確認するものでございます。

(7)につきましては、訴訟費用は(1)のウの支払督促申立手続費用を除きまして、各自の負担とすることを定めるものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。2番戸津川晴美議員。

○2番（戸津川晴美議員）

大変複雑な気持ちで聞いておりましたけれども、各家庭の経済状況というものをしっかりと把握していただきながら、その家庭に無理のない支払い方法ということを考えていただきながら、なお司法委員からのアドバイスも聞いていただいて、これで少しでも軽くなるということではないかと思うんですけれども、決めていただいているという遅延損害金のあたりも、教育委員会の配慮に私は敬意を表したいと思います。

その家庭その家庭で事情はあったんだろうとは思いますが、この遅延損害金だけでもこんなにたくさんのお金が付加されるということなんかを考えて、何かしらいい効果があればいいとは思いますが、やはり払える力があるのに払えないという方々には、やはりこういう方法しかないのかなと思いついて聞いておりました。

そこでちょっと稚拙な質問で大変申しわけないんですが、訴訟費用については申し立ての手続費用は除くと書いてあるんですが、このほかに訴訟費用というのが、例えばどんくらいに、家庭と市にも発生するんだと思いますが、各自の負担とすると書いてあるんですけれども、そこを教えてくださいなと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

こちらの支払督促申立手続費用につきましては、こちらに記載のとおりそのまま手数料とか郵送料ということになりますけれども、異議申し立て以後の例えば郵送費用ですとか、あるいは口頭弁論に出席する際の交通費等について、それぞれ市もですけれども、相手方も必要になるということでございます。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

もう1件、3件の申し立てをしたんだけど、2件は和解に至っていますけれども、残る1件については未送達ということで、お手紙が届かないということかなと思うんですけど、その辺はどのような、今後の動きといたしますか、どういう事情でどんなふうにかこれらなっていくのか、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

冒頭にちょっと触れさせていただきましたけれども、残りの1世帯につきましては、不送達ということで手紙が届かないというのをちょっと2度ほど繰り返しまして、先日3度目の再送達の上申をしまして、7月29日に相手方に送達されたということで、裁判所から連絡が来てございます。

あと、その送達された内容によって相手方がどのような動きをするのかということになります。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして、今臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。

これにて平成 25 年第 3 回多賀城市議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後 1 時 34 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 8 月 7 日

議長 板橋 恵一

署名議員 佐藤 恵子

同 森 長一郎